

## 愛知県社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱

### 第1 通則

愛知県社会福祉施設等施設整備費補助金（以下「補助金」という。）は、社会福祉施設等の施設整備の振興を図るため、整備事業を国が定める「社会福祉施設等施設整備費の国庫負担（補助）について」（平成17年10月5日付け厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知）の対象として行う者（以下「補助事業者」という。）に対し、実施に要する経費の一部を予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### 第2 社会福祉施設等施設整備費補助金

（交付の目的）

- 1 社会福祉施設等施設整備費補助金（以下この章において「整備費補助金」という。）は、「生活保護法」（昭和25年法律第144号）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和4年法律第52号）等の規定に基づき、社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図ることを目的とする。

（定義）

- 2 第2において「社会福祉施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、中分類及び小分類の施設をいう。

区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類
(1) 生活保護法第38条に基づく保護施設	保護施設	救護施設 更生施設 授産施設 宿所提供施設	
(2) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項第7号に基づく授産施設（(1)による授産施設を除く。）	社会事業授産施設		
(3) 障害者総合支援法第5条第1項に基づく障害福祉サービス事業（同条第6項に規定する療養	障害福祉サービス事業所 障害者支援施設		

<p>介護、同条第7項に規定する生活介護、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援若しくは同条第14項に規定する就労継続支援に限る。)を行う施設(以下「障害福祉サービス事業所」という。)並びに同条第11項に規定する障害者支援施設</p>			
<p>(4) 障害者総合支援法第5条第2項に規定する居宅介護、同条第3項に規定する重度訪問介護、同条第4項に規定する同行援護、同条第5項に規定する行動援護(以下「居宅介護」という。)、同条第8項に規定する短期入所、同条第15項に規定する就労定着支援、同条第16項に規定する自立生活援助、同条第17項に規定する共同生活援助及び同条第18項に規定する相談支援を行う事業所</p>	<p>居宅介護事業所            重度訪問介護事業所            同行援護事業所            行動援護事業所            (以下「居宅介護事業所」という。)            )            短期入所事業所            就労定着支援事業所            自立生活援助事業所            共同生活援助事業所            相談支援事業所</p>		
<p>(5) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第5条第1項に基づく身体障害者社会参加支援施設(補装具製作施設、盲導犬訓練施設及び視聴覚障害者情報提供施設に限る。)</p>	<p>身体障害者社会参加支援施設</p>	<p>補装具製作施設            盲導犬訓練施設            視聴覚障害者情報提供施設</p>	<p>点字図書館            聴覚障害者情報提供施設</p>

(6) 障害者総合支援法第5条第28項に基づく福祉ホーム	福祉ホーム		
(7) 平成17年10月5日社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」に基づく応急仮設施設	応急仮設施設		
(8) 社会福祉法第2条第3項第8号に基づく無料低額宿泊所	無料低額宿泊所		
(9) 生活保護法第30条に規定する日常生活支援住居施設	日常生活支援住居施設		
(10) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)第9条第6項に基づく困難な問題を抱える女性を一時保護する一時保護所、同法第12条に基づく困難な問題を抱える女性を収容保護するための女性自立支援施設	一時保護所 女性自立支援施設		
(11) 上記以外の施設であって、当該施設について国が当該施設の設置及び運営についての基準を定めており、かつ、厚生労働大臣が特に整備の必要を認めるもの	その他施設		

- 3 第2において「施設整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。  
 (1) 第2の2の表第1号、第2号、第9号及び第11号に掲げる施設（以下「保護施設等」という。）並びに保護施設等に係る第7号の施設の場合

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を整備すること
増築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
増改築	既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備（一部改築並びに倒壊等の危険性のある障害者施設等の耐震化及び津波対策としての高台への移転を図るための改築（以下「耐震化等整備」という。）を含む。）をすること。
改築	既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。
拡張	既存施設の現在定員の増員を行わないで施設の延面積の増加を図る整備をすること。
大規模修繕等	既存施設について平成17年10月5日社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」及び平成28年11月18日社援発1118第3号厚生労働省社会・援護局長通知「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」により整備をすること。
スプリンクラー設備等整備	平成17年10月5日社援発第1005007号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」により整備をすること。
老朽民間社会福祉施設整備	社会福祉法人が設置する施設について平成17年10月5日社援発第1005005号厚生労働省社会・援護局長通知「老朽民間社会福祉施設の整備について」により改築整備をすること。
応急仮設施設整備	平成17年10月5日社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」により整備をすること。

(2) 第2の2の表第3号及び第5号に掲げる施設（以下「障害福祉サービス事業所等」という。）並びに障害福祉サービス事業所等に係る第7号の施設の場合

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を整備すること
増築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること
改築	既存施設の改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。
大規模修繕等	既存施設等について平成17年10月5日社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」及び平成28年11月18日社援発1118第3号厚生労働省社会・援護局長通知「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」により整備をすること。
スプリンクラー設備等整備	平成17年10月5日社援発第1005007号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」により整備をすること。
老朽民間社会福祉施設整備	社会福祉法人が設置する施設について平成17年10月5日社援発第1005005号厚生労働省社会・援護局長通知「老朽民間社会福祉施設の整備について」により改築整備をすること。
応急仮設施設整備	平成17年10月5日社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」により整備をすること。
避難スペース整備 (第5号に掲げる施設の整備を除く。)	平成25年2月26日障発0226第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「社会福祉施設等施設整備費における在宅障害者向け避難スペース整備の取扱いについて」により避難スペース整備をすること。

(3) 第2の2の表第4号の施設並びに同号の施設に係る第7号の施設の場合

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を整備すること。
増築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
改築	既存施設の改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。
大規模修繕等	既存施設等について平成17年10月5日社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」及び平成28年11月18日社援発1118第3号厚生労働省社会・援護局長通知「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」により整備をすること。
応急仮設施設整備	平成17年10月5日社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」により整備をすること。
避難スペース整備 (居宅介護及び相談支援を行う事業所の施設整備を除く。)	平成25年2月26日障発0226第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「社会福祉施設等施設整備費における在宅障害者向け避難スペース整備の取扱いについて」により避難スペース整備をすること。

(4) 第2の2の表第6号に掲げる施設の場合

整備区分	整備内容
大規模修繕等	既存施設について平成28年11月18日社援発1118第3号厚生労働省社会・援護局長通知「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」により整備をすること。
スプリンクラー設備等整備	平成17年10月5日社援発第1005007号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」により整備をすること。

(5) 第2の2の表第8号に掲げる施設の場合

整備区分	整備内容
大規模修繕等	<p>既存施設について平成17年10月5日社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」及び令和元年6月27日社援発0520第4号厚生労働省社会・援護局長通知「無料低額宿泊所における防火安全対策の推進に係る整備について」により整備すること。</p>

(6) 第2の2の表第10号に掲げる施設の場合

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を整備すること
増築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
増改築	<p>既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。</p>
改築	<p>既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。</p>
拡張	<p>既存施設の現在定員の増員を行わないで施設の延面積の増加を図る整備をすること。</p>
大規模修繕等	<p>既存施設について平成17年10月5日社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」により整備をすること。</p> <p>耐震化等整備事業のうち、既存施設の耐震補強のために必要な補強改修工事や当該工事と併せて付帯設備の改造等を行う次の整備をすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等付帯工事の改造工事</li> <li>・その他必要と認められる上記に準ずる工事</li> </ul>

スプリンクラー 設備等整備	平成17年10月5日社援発第1005007号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」により整備をすること。
老朽民間社会 福祉施設整備	平成17年10月5日社援発第1005005号厚生労働省社会・援護局長通知「老朽民間社会福祉施設の整備について」により改築整備（一部改築を含む。）をすること。
防犯対策強化 に係る整備	平成28年11月18日社援発第1118号厚生労働省社会・援護局長通知「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」により整備をすること。

(交付の対象)

4 整備費補助金は、次の事業を交付の対象とする。

次の表のア欄に定める施設の種類ごとに、イ欄に定める設置根拠等によりウ欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業

ア 施設の種類	イ 設置根拠等	ウ 設置者	エ 補助率
(1) 保護施設	生活保護法第41条	社会福祉法人又は日本赤十字社	3/4
(2) 社会事業授産施設	社会福祉法第2条第2項第7号	社会福祉法人	3/4
(3) 障害福祉サービス事業所等 ア 障害福祉サービス事業所 (療養介護を除く。)	障害者総合支援法第79条第2項	障害者総合支援法第79条第2項に基づき事業を実施する法人 (社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、NPO法人又は営利法人等。以下「社会福祉法人等」という。)	3/4



イ 障害福祉サービス事業所 (療養介護に限る。)	障害者総合支援法 第79条第2項	社会福祉法人等	3/4
ウ 障害者支援施設	障害者総合支援法第 83条第4項	地方税法(昭和 25年法律第2 26号)第34 8条第2項第1 0の6号及び第 10の7号の規 定により固定資 産税を課されな いこととされて いる法人(社会 福祉法人、日本 赤十字社、公益 社団法人又は公 益財団法人等。 医療法人を除く 。)	3/4
(4) 居宅介護事業所、短期 入所事業所、就労定着支 援事業所、自立生活援助 事業所、共同生活援助事 業所及び相談支援事業所	障害者総合支援法 第79条第2項	社会福祉法人等	3/4
(5) 身体障害者社会参加支 援施設	身体障害者福祉法 第28条第3項	社会福祉法人	3/4
(6) 福祉ホーム	障害者総合支援法 第79条第2項	社会福祉法人等	3/4
(7) 応急仮設施設	平成17年10月5 日社援発第1005010号 厚生労働省社会・援護 局長通知「社会福祉施 設等における応急仮 設施設整備の国庫補 助の取扱いについて」	本表中の施設の 種類ごとに定め られている設置 者	3/4
(8) 無料低額宿泊所	社会福祉法第2条第 3項第8号	社会福祉法人等	3/4
(9) 日常生活支援住居施設	生活保護法第30条	社会福祉法人等	3/4
(10) 女性自立支援施設	困難な問題を抱える 女性への支援に関す る法律第12条	社会福祉法人	3/4
(11) その他施設	別途厚生労働大臣が 定める基準等	社会福祉法人又 は日本赤十字社	3/4

(補助対象外経費)

5 整備費補助金は、施設整備費において次に掲げる費用については、補助の対象としないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 職員の宿舎に要する費用
- (3) その他施設整備費として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

6 整備費補助金の交付額は、次により算出する。

なお、事業ごとに算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 創設、増築、増改築、改築、拡張、老朽民間社会福祉施設整備及び避難スペース整備については、次により算出された額を交付額とする。

ア 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表1-2、別表1-3又は別表1-4の第3欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人等(営利法人を除く。))の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ。)を控除した額を比較して少ない方の額を選定する。

イ 4の表のア欄に定める施設の種類ごとに、別表1-1、別表1-2、別表1-3又は別表1-4の第1欄に定める種目ごとに第2欄により算出した基準額の合計を算出する。

ウ アにより選定された額に4の表のエ欄に定める補助率を乗じて得た額と、イにより算出した額とを区分ごとに比較していずれか少ない方の額の施設の種類の額(以下「補助基本額」という。)の範囲内の額を交付額とする。

エ ただし、保護施設等に地域交流スペースの整備を行うときは、地域交流スペースに係る額を除いてアからウにより算定した交付額に、次の(ア)から(エ)のうちいずれか少ない額を加えたものを交付額とする。

(ア) 地域交流スペースに係る総事業費から地域交流スペースに係る寄付金その他の収入額を控除した額

(イ) 地域交流スペースに係る対象経費の実支出額

(ウ) 地域交流スペースに係る基準額

a 防災拠点型以外の地域交流スペースの場合(bの場合を除く。)30,500千円(初度設備相当を併せて整備する場合は32,130千円)

b 防災拠点型以外の地域交流スペースの場合で、かつ、耐震化等整備又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)第12条に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合42,580千円(初度設備相当を併せて整備する場合は44,210千円)

c 防災拠点型地域交流スペースの場合(dの場合を除く。)41,400千円(初度設備相当を併せて整備する場合は45,830千円)

d 防災拠点型地域交流スペースの場合で、かつ、耐震化等整備又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第12条に基づく津波避難対策緊急事

業計画に掲げる整備を行う場合、58,760千円（初度設備相当を併せて整備する場合は63,190千円）

(エ) 地域交流スペースに係る都道府県又は指定都市若しくは中核市の補助額

(2) (1) 以外の事業の場合については、施設ごとに次により算出するものとする。

ア 別表1-5又は別表1-6及び別表5の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と、第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額を合算した額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額（以下「補助基本額」という。）に、4の表のエ欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額の範囲内の額を交付額とする。

(3) 次の表のア欄に定める区分ごとにイ欄に定める対象施設の種類の掲げる場合には、次のとおりとする。

ア 創設、増築、増改築、改築、拡張、老朽民間社会福祉施設整備及び避難スペース整備の場合

(1) のうち「4の表のエ欄に定める補助率」とあるのは「(3)の表のウ欄に定める補助率」と読み替えて適用する。

イ ア以外の施設の場合

(2) のうち「4の表のエ欄に定める補助率」とあるのは「(3)の表のウ欄に定める補助率」と読み替えて適用する。

ア 区分	イ 対象施設の種類	ウ 補助率
1 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）	救護施設 障害者支援施設（生活介護又は自立訓練を行うものに限る。）	5/6
2 地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）	救護施設 障害者支援施設（生活介護又は自立訓練を行うものに限る。）	5/6
3 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第	女性相談支援センター一時保護所 女性自立支援施設	5/6

12 条第 1 項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第 4 号に基づき政令で定める施設を整備する場合		
--	--	--

(経費の流用の禁止)

7 事業に要する経費の配分の変更をする場合には、知事の承認を受けなければならない。

(申請手続)

8 規則第 3 条の規定による申請書等の様式は、様式第 1 号のとおりとし、その提出部数は正副 2 部とする。

なお、前年度以前から補助を受けている事業（継続事業）については、補助を受けた初年度の交付要綱に定める様式を用いること。

(申請の取下げ)

9 規則第 7 条に規定する申請の取下げ期日は、交付決定の通知を受けた日から 15 日以内とし、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(計画変更の承認)

10 補助事業者は、次の補助事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめその内容を記載した変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

ア 建物の規模・構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）

イ 建物等の用途

ウ 入所定員又は利用定員

(2) 知事は、(1) の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

(補助事業の中止又は廃止)

11 補助事業者は、補助事業を中止し、又は、廃止しようとする場合においては、知事の承認を受けなければならない。

(事業遅延の報告)

12 補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了することができないと見込まれる場合はその理由又は補助事業の遂行が困難となった場合はその理由及び遂行状況を記載した書類正副 2 部を知事に提出して、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

13 補助事業者は、施設整備に係る工事に着工したときは、様式第 2 号により工事に着工した日から 7 日以内に、また、工事の進捗状況については、様式第 3 号の報告書により

毎年度12月末日現在の状況を翌月10日までに知事に報告しなければならない。

(実績報告)

- 14 規則第13条に定める実績報告書及びこの添付書類の様式は様式第4号のとおりとしその提出部数は正副2部とする。

なお、前年度以前から補助を受けている事業（継続事業）については、補助を受けた初年度の交付要綱に定める様式を用いること。

- (2) (1)に定める実績報告書の提出期限は、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。）の日から起算して20日を経過した日又は翌年度の4月5日のいずれか早い期日までとする。

なお、事業が翌年度にわたるときは、この補助金の交付の決定に係る県の会計年度の翌年度の4月20日までに別記様式第5号の報告書を正副2部知事に提出して行うものとする。

(補助金の交付)

- 15 補助金は補助事業の完了後交付する。ただし、知事が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を概算払又は前金払いにより交付することがある。

(交付の条件)

- 16 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

(2) 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続きの取扱いに準拠しなければならない。

(3) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金並びに公益財団法人JKA若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付を受けてはならない。

(4) 事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

(財産の処分の制限)

- 17 規則第20条ただし書に規定する知事が定める期間は、「補助事業等により取得し、又は効用の増大した財産の処分制限期間（平成20年7月11日付け号外厚生労働省告示第384号）」に定められている期間又はそれに準ずるものと認められる期間とする。

(2) 規則第20条第2号に規定する知事の定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価30万円以上のものとする。

(3) 補助事業者が規則第20の規定により承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、知事はその交付した補助金の全額又は一部に相当する金額を納付させることがある。

(4) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らねばならない。

(消費税等仕入控除税額報告書)

18 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により、この補助金に関する消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額0円の場合を含む。）は、様式第6号の報告書正副2部を速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に提出しなければならない。

なお、知事に報告があった結果、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を知事に納付しなければならない。

### 第3 実施細則

この要綱の実施に際し、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成4年1月28日に施行し、平成3年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成4年12月9日に施行し、平成4年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成6年1月31日に施行し、平成5年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成6年3月22日に施行し、障害者等生活基盤整備事業補助金に関する規定については平成5年12月15日から適用し、その他の規定については平成5年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成7年2月1日に施行し、平成6年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成8年1月5日に施行し、平成7年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成8年7月24日に施行し、平成8年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成10年1月12日に施行し、平成9年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成11年3月10日に施行し、平成10年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成11年3月24日に施行し、平成10年12月11日から適用する。

附則

この要綱は、平成12年1月20日に施行し、平成11年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成12年3月13日に施行し、平成11年12月9日から適用する。

附則

この要綱は、平成13年1月31日に施行し、平成12年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成13年3月21日に施行し、痴呆性高齢者グループホーム、地域交流スペース、介護予防拠点整備事業費補助金に関する規定については平成12年11月22

日から適用し、中央省庁等改革関係法の施行に伴う変更規定については平成13年1月6日から適用し、その他の規定については平成12年6月7日から適用する。

附則

この要綱は、平成14年3月12日に施行し、平成13年4月1日から適用する。ただし、大規模修繕等、警察機関への非常通報装置等設置整備、第2の5の表中(7)カへき地保育所及び第2の5(4)に関する部分については、平成13年6月8日から適用し、第2の5(2)及び第2の5(3)に係る部分については、平成13年11月16日から適用し、第5 介護予防拠点整備事業費補助金及び別表3の表中、婦人保護施設及び情緒障害児短期治療施設に係る部分については平成14年2月8日から適用する。

附則

この要綱は、平成15年2月25日に施行し、平成14年4月1日から適用する。ただし、第2の5(2)に関する部分及び別表3の表中、保育所に係る部分については平成15年1月30日から適用する。

附則

この要綱は、平成15年10月1日に施行し、平成15年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成16年12月28日に施行し、平成16年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成18年2月15日に施行し、平成17年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成19年3月13日に施行し、平成18年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成20年1月22日に施行し、平成19年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成21年1月26日に施行し、平成20年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成22年2月18日に施行し、平成21年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成22年7月14日に施行し、平成22年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成23年8月18日に施行し、平成23年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成24年9月10日に施行し、平成24年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成25年7月26日に施行し、平成25年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成27年2月2日に施行し、平成26年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成27年12月15日に施行し、平成27年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成28年9月26日に施行し、平成28年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成29年1月27日に施行し、平成28年10月11日から適用する。

附則

この要綱は、平成29年7月20日に施行し、平成29年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成30年7月17日に施行し、平成30年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成31年3月1日に施行し、平成31年2月7日から適用する。

附則

この要綱は、令和元年7月19日に施行し、平成31年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和2年6月18日に施行し、令和2年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和2年7月20日に施行し、令和2年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和2年12月21日に施行する。

附則

この要綱は、令和3年9月10日に施行し、令和3年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和4年6月28日に施行し、令和4年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和5年8月8日に施行し、令和5年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和6年10月24日に施行し、令和6年4月1日から適用する。



## 算 定 基 準

## 【保護施設等の場合（3の（1）に掲げる施設）】

(創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間社会福祉施設整備)

1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費
本体工事費	<p>ア 定員1人当たり基準単価を適用する場合            (ア) 別表2-1又は別表2-2に掲げる定員1人当たり基準単価に定員を乗じて得た額を基準額とする。            (イ) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第12条第1項第4号に規定する津波避難対策緊急事業計画（以下「津波避難対策緊急事業計画」という。）に基づく事業として行う場合には別表2-3に掲げる定員1人当たり基準単価に定員を乗じて得た額を基準額とする。            (ウ) 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画（以下「地震対策緊急整備事業計画」という。）に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表2-4又は別表2-5に掲げる定員1人当たり基準単価に定員を乗じて得た額を基準額とする。            (エ) 地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画（以下「地震防災緊急事業五箇年計画」という。）に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表2-4又は2-5に掲げる定員1人当たり基準単価に定員を乗じて得た額を基準額とする。</p> <p>イ 一部改築及び拡張            平成17年10月5日社援発第1005009号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における一部改築及び拡張に係る国庫補助金の算出方法の取扱いについて」により算出された額を基準額と</p>	<p>施設の整備（施設の整備と一体的に整備するものであって、東海北陸厚生局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第2の5に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。以下同じ。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。)</p>

	<p>する。</p> <p>ウ 都市部等において高層化して整備する場合であって、平成17年10月5日社援発第1005011号厚生労働省社会・援護局長通知「都市部における社会福祉施設の整備の促進について」に定める基準に適合する整備を行うときは、上記に定める方法により算定された額に対して、0.08を乗じて得た額を加算する。</p>	
介護用リフト等特殊付帯工事費	厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。	介護用リフト等の整備に必要な工事費又は工事請負費
授産施設等近代化整備工事費	厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。	授産施設等近代化の整備に必要な工事費又は工事請負費
授産施設等整備工事費	厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。	授産施設等の整備に必要な工事費又は工事請負費
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

別表 1 - 2

## 算 定 基 準

【障害福祉関係施設の場合（3の（2）、（3）及び（4）に掲げる施設）】

（創設、増築、改築、老朽民間社会福祉施設整備及び避難スペース整備）

1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費
本体工事費	<p>○ 1施設当たり基準単価を適用する場合</p> <p>（ア）別表3-1又は別表3-2に掲げる1施設当たり基準単価（障害福祉サービス事業のみを実施する多機能型事業所を整備する場合には、多機能型として一体的に行う各事業の利用定員の合計（以下、「総定員」という。）に応じた基準単価。児童福祉法に基づく障害児通所支援事業を実施する多機能型事業所を整備する場合には、総定員に応じた基準単価に障害福祉サービス事業に係る利用定員を乗じ、総定員で除した額。以下、この表において同じ。）を基準額とする。</p> <p>（イ）津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合には別表3-3に掲げる1施設当たり基準単価を基準額とする。</p> <p>（ウ）地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表3-4又は別表3-5に掲げる1施設当たり基準単価を基準額とする。</p> <p>（エ）地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表3-4又は別表3-5に掲げる1施設当たり基準単価を基準額とする。</p>	<p>施設の整備（施設の整備と一体的に整備するものであって、東海北陸厚生局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第2の5に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。以下同じ。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。</p>
解体撤去工事費及び仮施設整備工事費	厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

## 算 定 基 準

【困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく施設の場合（3の（6）に掲げる施設）  
（創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間社会福祉施設整備）】

1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費
本体工事費	<p>ア 1世帯当たり基準単価を適用するもの （ア）別表4-1に掲げる1世帯当たり基準単価に定員（世帯）を乗じて得た額を基準額とする。 （イ）津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、政令で定める施設として行う場合には別表4-2に掲げる1世帯当たり基準単価に定員（世帯）を乗じて得た額を基準額とする。</p> <p>イ 一部改築及び拡張 平成17年10月5日社援発第1005009号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における一部改築及び拡張に係る国庫補助金の算出方法の取扱いについて」により算出された額を基準額とする。</p> <p>ウ 心理療法室を整備する場合は、別表4-1に掲げる1世帯当たり基準単価に定員（世帯）を乗じて得た額を加算する。 なお、津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、政令で定める施設として行う場合には別表4-2に掲げる1世帯当たり基準単価に定員（世帯）を乗じて得た額を加算する。</p> <p>エ 地域に密着した独自の事業を実施するための場を確保する整備であって、平成17年10月5日社援発第1005014号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について」に定める基準に適合する整備を行うときは、別表4-3に定める基準額を加算する。</p>	<p>施設の整備（施設の整備と一体的に整備するものであって、東海北陸厚生局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第2の5に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等を行い、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。</p>
余裕教室活用促進事業	<p>余裕教室を困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第9条第6項に基づく困難な問題を抱える女性を一時保護する施設及び「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について」（令和2年12月9日2文科施第281号文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長通知）に規定さ</p>	<p>(1) 余裕教室を社会福祉施設等に改築（施設と一体的に整備されるものであって、東海北陸厚生局長が必要と認めた整備を含む。）するために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費 (2) 暖房設備工事費</p>

	<p>れている「報告事項」に該当する施設に改築する場合は、別表第4-3に定める基準額とする。</p>	<p>暖房設備に必要な工事費又は工事請負費</p> <p>(3) 冷房設備工事費 冷房設備に必要な工事費又は工事請負費</p> <p>(4) 冷暖房設備工事費 冷暖房設備に必要な工事費又は工事請負費</p> <p>(5) 浄化槽設備工事費 浄化槽設備に必要な工事費又は工事請負費</p>
<p>特 殊 付 帯 工 事 費</p>	<p>別表4-3に定める基準額とする。</p>	<p>特別付帯工事に必要な工事費又は工事請負費</p>
<p>解 体 撤 去 工 事 費 及 び 仮 設 施 設 整 備 工 事 費</p>	<p>厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。</p>	<p>解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費</p>

別表 1 - 4

## 算 定 基 準

【困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく施設の場合（3の（6）に掲げる施設）】  
耐震化等整備事業（増改築、改築及び老朽民間社会福祉施設整備）

1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費
本体工事費	<p>ア 1世帯当たり基準単価を適用するもの 別表4-4に掲げる1世帯当たり基準単価に定員（世帯）を乗じて得た額を基準額とする。</p> <p>イ 一部改築及び拡張 平成17年10月5日社援発第1005009号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における一部改築及び拡張に係る国庫補助金の算出方法の取扱いについて」により算出された額を基準額とする。</p>	<p>施設の整備（施設の整備と一体的に整備するものであって、東海北陸厚生局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第2の5に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。</p>
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

別表 1 - 5

## 算 定 基 準

【困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく施設の場合（3の（6）に掲げる施設）】  
（別表 1 - 3 及び別表 1 - 4 に掲げる整備以外の事業）

1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費
本体工事費	大規模修繕等及びその他特別な工事費については、厚生労働大臣が必要と認めた額とする。	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費（第2の5に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。）。 ただし、別の負担（補助）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。
スプリンクラー設備等工事費（既存施設）	別表 4 - 5 に掲げる 1㎡当たり基準単価にスプリンクラー設備に係る施設面積を乗じて得た額とする。	スプリンクラー設備等に必要な工事費及び工事請負費
仮施設設置整備工事費	厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。	仮施設設置整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費
防犯対策強化に係る整備	厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。	防犯対策強化に係る整備に必要な工事費又は工事請負費（第2の5に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

## 別表 1 - 6

## 算 定 基 準

(別表 1 - 1、別表 1 - 2、別表 1 - 3、別表 1 - 4、別表 1 - 5 及び別表 5 に掲げる整備以外の事業)

1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費
本体工事費	大規模修繕等及びその他特別な工事費については、厚生労働大臣が必要と認めた額とする。	<p>施設の整備に必要な工事費又は工事請負費（第 2 の 5 に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2. 6 % に相当する額を限度額とする。以下同じ。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金、又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等に認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。</p>
スプリンクラー設備等工事費 (既存施設)	厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。	スプリンクラー設備等に必要な工事費又は工事請負費
仮施設整備工事費	厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。	仮施設整備に必要な賃貸料、工事費又は工事請負費



別表2-1

令和6年度定員1人当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類			基準単価
救護施設	本体	都市部	7,020,000
		標準	6,690,000
	初度設備相当加算		102,000
	個室整備加算	都市部	491,000
		標準	468,000
更生施設	本体	都市部	7,020,000
		標準	6,690,000
	初度設備相当加算		102,000
	個室整備加算	都市部	491,000
		標準	468,000
授産施設	都市部	3,030,000	
	標準	2,880,000	
	初度設備相当加算		102,000
宿所提供施設	都市部	2,410,000	
	標準	2,300,000	
	初度設備相当加算		102,000
社会事業授産施設	都市部	3,030,000	
	標準	2,880,000	
	初度設備相当加算		102,000
日常生活支援住居施設	都市部	2,410,000	
	標準	2,300,000	
	初度設備相当加算		102,000

- (注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成17年10月5日社援発第1005012号）」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、基準単価の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認めた額であること。
- 3 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。
- 4 個室整備加算は、定員の3割以内を限度とする。

別表2-2  
(耐震化等整備を行う場合)

令和6年度定員1人当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類		基準単価
救護施設	都市部	9,620,000
	標準	9,160,000
更生施設	都市部	9,620,000
	標準	9,160,000

(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増増加算後の単価であること。

2 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。

### 別表2-3

(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合)

令和6年度定員1人当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

施 設 の 種 類		基準単価
救護施設	都市部	9,620,000
	標準	9,160,000
更生施設	都市部	9,620,000
	標準	9,160,000
授産施設	都市部	4,110,000
	標準	3,920,000
宿所提供施設	都市部	3,270,000
	標準	3,120,000
社会事業授産施設	都市部	4,110,000
	標準	3,920,000

- (注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。

## 別表2-4

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合)

令和6年度定員1人当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類			基準単価
救護施設	本体	都市部	7,800,000
		標準	7,440,000
		初度設備相当加算	114,000
	個室整備加算	都市部	545,000
		標準	520,000

(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。

2 改築整備に係る初度設備相当加算は、基準単価の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認めた額であること。

3 木造施設の改築として行う場合に限る。

4 個室整備加算は、定員の3割以内を限度とする。

## 別表2-5

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合)

令和6年度定員1人当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類		基準単価
救護施設	都市部	10,690,000
	標準	10,180,000

(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増増加算後の単価であること。

2 木造施設の改築として行う場合に限る。

## 別表3-1

## 令和6年度1事業(1施設)当たりの補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額	
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 20人以下	都市部	64,800,000
			標準	61,700,000
21人～40人		都市部	130,500,000	
		標準	124,400,000	
41人～60人		都市部	218,100,000	
		標準	207,800,000	
61人～80人		都市部	306,400,000	
		標準	291,900,000	
81人～100人		都市部	394,800,000	
		標準	376,100,000	
101人～120人		都市部	482,200,000	
		標準	459,300,000	
121人以上		都市部	570,800,000	
		標準	543,600,000	
施設入所支援整備加算及び本体(宿泊型自立訓練)	利用定員 20人以下	都市部	52,200,000	
		標準	49,700,000	
	21人～40人	都市部	105,300,000	
		標準	100,400,000	
	41人～60人	都市部	176,200,000	
		標準	167,900,000	
	61人～80人	都市部	248,400,000	
		標準	236,600,000	
	81人～100人	都市部	319,100,000	
		標準	303,900,000	
	101人～120人	都市部	391,200,000	
		標準	372,600,000	
	121人以上	都市部	462,100,000	
		標準	440,100,000	
就労・訓練事業等整備加算			都市部	49,900,000
			標準	47,600,000
大規模生産設備等整備加算			都市部	164,600,000
			標準	156,800,000
短期入所整備加算			都市部	13,500,000
			標準	12,900,000
発達障害者支援センター整備加算			都市部	15,800,000
			標準	15,000,000
就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算			都市部	11,100,000
			標準	10,600,000
居宅介護整備加算			都市部	7,500,000
			標準	7,140,000
避難スペース整備加算			都市部	43,400,000
			標準	41,400,000

## 別表3-1

## 令和6年度1事業(1施設)当たりの補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額	
療養介護	本体	利用定員 20人	都市部	117,900,000
			標準	112,300,000
		21人 ~ 40人	都市部	236,900,000
			標準	225,600,000
		41人 ~ 60人	都市部	394,800,000
			標準	376,000,000
		61人 ~ 80人	都市部	555,600,000
			標準	529,200,000
		81人 ~ 100人	都市部	715,100,000
			標準	681,000,000
		101人 ~ 120人	都市部	874,200,000
			標準	832,600,000
		121人 以上	都市部	1,033,600,000
			標準	984,400,000
	就労・訓練事業等整備加算	都市部	49,900,000	
		標準	47,600,000	
	大規模生産設備等整備加算	都市部	164,600,000	
		標準	156,800,000	
	短期入所整備加算	都市部	13,500,000	
		標準	12,900,000	
	発達障害者支援センター整備加算	都市部	15,800,000	
標準		15,000,000		
就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算	都市部	11,100,000		
	標準	10,600,000		
居宅介護整備加算	都市部	7,500,000		
	標準	7,140,000		
避難スペース整備加算	都市部	43,400,000		
	標準	41,400,000		
共同生活援助	本体	定員4人~10人	都市部	30,700,000
			標準	29,300,000
		短期入所整備加算	都市部	13,500,000
			標準	12,900,000
		エレベーター等設置整備加算	都市部	2,430,000
			標準	2,320,000
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算	都市部	11,100,000	
		標準	10,600,000	
	居宅介護整備加算	都市部	7,500,000	
		標準	7,140,000	
	避難スペース整備加算	都市部	43,400,000	
標準		41,400,000		
増築整備(既存施設の現在定員の増員)			都市部	32,400,000
			標準	30,900,000

## 別表3-1

## 令和6年度1事業(1施設)当たりの補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類		補助基準額
短期入所(短期入所のための整備の場合)	都市部	16,400,000
	標準	15,600,000
就労定着支援、自立生活援助、相談支援(各事業のための整備の場合)	都市部	11,100,000
	標準	10,600,000
居宅介護(居宅介護のための整備の場合)	都市部	7,500,000
	標準	7,140,000
避難スペース加算(避難スペースのための整備の場合)	都市部	43,400,000
	標準	41,400,000
補装具製作施設	都市部	16,400,000
	標準	15,600,000
盲導犬訓練施設	都市部	204,100,000
	標準	194,400,000
点字図書館	都市部	56,000,000
	標準	53,400,000
聴覚障害者情報提供施設	都市部	75,600,000
	標準	72,000,000

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。(本体単価について、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は「本体(宿泊型自立訓練)」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所は「本体(日中活動部分)+本体(宿泊型自立訓練)」の単価とする。)
- 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」または「短期入所(短期入所のための整備の場合)」に2分の1を乗じた額を基準額とする。



別表3-2  
(耐震化等整備を行う場合)

令和6年度1事業(1施設)当たりの補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額			
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 40人以下	都市部	173,600,000		
			標準	165,300,000		
		41人 ~ 60人	都市部	289,400,000		
			標準	275,700,000		
		61人 ~ 80人	都市部	406,700,000		
			標準	387,300,000		
		81人 ~ 100人	都市部	524,000,000		
			標準	499,100,000		
		101人 ~ 120人	都市部	640,100,000		
			標準	609,600,000		
		121人 以上	都市部	757,200,000		
			標準	721,200,000		
		施設入所支援整備加算	利用定員 40人以下	40人以下	都市部	140,000,000
					標準	133,400,000
41人 ~ 60人	都市部			234,000,000		
	標準			222,900,000		
61人 ~ 80人	都市部			329,400,000		
	標準			313,700,000		
81人 ~ 100人	都市部			423,300,000		
	標準			403,200,000		
101人 ~ 120人	都市部			519,100,000		
	標準			494,400,000		
121人 以上	都市部			612,900,000		
	標準			583,700,000		
就労・訓練事業等整備加算	都市部	66,300,000				
	標準	63,200,000				
短期入所整備加算	都市部	14,900,000				
	標準	14,200,000				
発達障害者支援センター整備加算	都市部	20,700,000				
	標準	19,700,000				

(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。

- 2 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。
- 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。
- 4 障害者支援施設の改築として行う場合に限る。

別表3-3  
 (南海トラフ特別措置法に基づく整備を行う場合)  
 令和6年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額		
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 40人以下	都市部	173,600,000	
			標準	165,300,000	
		41人 ~ 60人	都市部	289,300,000	
			標準	275,600,000	
		61人 ~ 80人	都市部	406,700,000	
			標準	387,300,000	
		81人 ~ 100人	都市部	523,800,000	
			標準	498,900,000	
		101人 ~ 120人	都市部	640,000,000	
			標準	609,600,000	
		121人以上	都市部	757,000,000	
			標準	721,000,000	
		施設入所支援整備加算	利用定員 40人以下	都市部	139,900,000
				標準	133,300,000
	41人 ~ 60人		都市部	233,900,000	
			標準	222,800,000	
	61人 ~ 80人		都市部	329,300,000	
			標準	313,600,000	
	81人 ~ 100人		都市部	423,300,000	
			標準	403,200,000	
	101人 ~ 120人		都市部	518,700,000	
			標準	494,100,000	
	121人以上		都市部	612,700,000	
			標準	583,500,000	
就労・訓練事業等整備加算	都市部	66,200,000			
	標準	63,000,000			
短期入所整備加算	都市部	14,900,000			
	標準	14,200,000			
発達障害者支援センター整備加算	都市部	20,700,000			
	標準	19,700,000			
療養介護	本体	利用定員 40人以下	都市部	315,000,000	
			標準	300,000,000	
		41人 ~ 60人	都市部	525,400,000	
			標準	500,400,000	
		61人 ~ 80人	都市部	738,500,000	
			標準	703,400,000	
		81人 ~ 100人	都市部	950,500,000	
			標準	905,300,000	
		101人 ~ 120人	都市部	1,162,700,000	
			標準	1,107,300,000	

別表3-3  
 (南海トラフ特別措置法に基づく整備を行う場合)  
 令和6年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額	
		121人 以上	都市部	1,374,300,000
			標準	1,308,900,000
	就労・訓練事業等整備加算		都市部	66,000,000
			標準	62,900,000
	短期入所整備加算		都市部	18,000,000
			標準	17,200,000
	発達障害者支援センター整備加算		都市部	20,700,000
			標準	19,700,000
共同生活援助	本体	定員4人~10人	都市部	41,200,000
			標準	39,300,000
	短期入所整備加算		都市部	18,000,000
			標準	17,200,000

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて  
 (平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。
- 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

別表3-4

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合)

令和6年度1事業(1施設)当たりの補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額	
生活介護 自立訓練	本体(日中活動部分)	利用定員 20人以下	都市部	72,000,000
			標準	68,500,000
		21人 ~ 40人	都市部	145,000,000
			標準	138,200,000
		41人 ~ 60人	都市部	242,400,000
			標準	230,900,000
		61人 ~ 80人	都市部	340,500,000
			標準	324,300,000
		81人 ~ 100人	都市部	438,700,000
			標準	417,900,000
		101人 ~ 120人	都市部	535,800,000
			標準	510,300,000
		121人 以上	都市部	634,200,000
			標準	604,000,000
	施設入所支援整備加算及び本体(宿泊型自立訓練)	利用定員 20人以下	都市部	58,000,000
			標準	55,200,000
		21人 ~ 40人	都市部	117,000,000
			標準	111,500,000
		41人 ~ 60人	都市部	195,800,000
			標準	186,500,000
		61人 ~ 80人	都市部	276,000,000
			標準	262,900,000
		81人 ~ 100人	都市部	354,500,000
			標準	337,700,000
101人 ~ 120人		都市部	434,600,000	
		標準	414,000,000	
121人 以上		都市部	513,500,000	
		標準	489,000,000	
就労・訓練事業等整備加算			都市部	55,500,000
			標準	52,900,000
大規模生産設備等整備加算			都市部	182,900,000
			標準	174,200,000

別表3-4

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合)

令和6年度1事業(1施設)当たりの補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類		補助基準額	
短期入所整備加算	都市部	15,000,000	
	標準	14,300,000	
発達障害者支援センター整備加算	都市部	17,500,000	
	標準	16,700,000	
就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算	都市部	12,400,000	
	標準	11,800,000	
居宅介護整備加算	都市部	8,330,000	
	標準	7,940,000	
避難スペース整備加算	都市部	48,200,000	
	標準	46,000,000	

- (注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。(本体単価について、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は「本体(宿泊型自立訓練)」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所は「本体(日中活動部分)+本体(宿泊型自立訓練)」の単価とする。)
- 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。
- 4 木造施設の改築として行う場合に限る。

別表3-5

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合)

令和6年度1事業(1施設)当たりの補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額		
生活介護 自立訓練	本体(日中活動部分)	利用定員 40人以下	都市部	192,900,000	
			標準	183,700,000	
		41人 ~ 60人	都市部	321,500,000	
			標準	306,300,000	
		61人 ~ 80人	都市部	451,900,000	
			標準	430,400,000	
		81人 ~ 100人	都市部	582,200,000	
			標準	554,500,000	
		101人 ~ 120人	都市部	711,200,000	
			標準	677,400,000	
		121人 以上	都市部	841,300,000	
			標準	801,300,000	
		施設入所支援整備加算	利用定員 40人以下	都市部	155,500,000
				標準	148,200,000
	41人 ~ 60人		都市部	260,000,000	
			標準	247,600,000	
	61人 ~ 80人		都市部	366,000,000	
			標準	348,500,000	
	81人 ~ 100人		都市部	470,300,000	
			標準	448,000,000	
	101人 ~ 120人		都市部	576,800,000	
			標準	549,400,000	
	121人 以上		都市部	681,000,000	
			標準	648,500,000	
就労・訓練事業等整備加算	都市部	73,700,000			
	標準	70,200,000			
短期入所整備加算	都市部	16,500,000			
	標準	15,800,000			
発達障害者支援センター整備加算	都市部	23,000,000			
	標準	21,900,000			

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。  
 2 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮施設整備工事費の合計額を基準額とする。  
 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。  
 4 木造施設の改築として行う場合に限る。

別表4-1

令和6年度補助基準単価

(社会福祉法人が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県が行う補助事業の場合)

施設の種類		単位	補助基準額
女性自立支援施設	本体	1世帯当たり	7,871,000
	初度設備加算	1世帯当たり	99,000
	心理療法室整備加算	1施設当たり	31,028,000

(注)1 改築整備に係る初度設備加算は、補助基準額の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認められた額であること。

2 女性自立支援施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備加算(一世帯当たり)の補助基準額を適用する。

別表4-2

令和6年度補助基準単価

(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設として行う場合)

(社会福祉法人が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県が行う補助事業の場合)

施設の種類		単位	補助基準額
女性自立支援施設	本体	1世帯当たり	10,389,000
	初度設備加算	1世帯当たり	131,000
	心理療法室整備加算	1施設当たり	40,956,000

(注)1 改築整備に係る初度設備加算は、補助基準額の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認められた額であること。

2 女性自立支援施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備加算(一世帯当たり)の補助基準額を適用する。



別表4-3

令和6年度補助基準単価

(社会福祉法人が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県が行う補助事業の場合)

施設の種類		単位	補助基準額
女性自立支援施設	地域交流スペース	1施設当たり	23,748,000
	初度設備加算	1施設当たり	1,292,000
	地域交流スペース(防災拠点型)	1施設当たり	31,658,000
	初度設備加算	1施設当たり	3,375,000
	余裕教室活用促進事業	1施設当たり	31,658,000
	初度設備加算	1施設当たり	5,636,000
	特殊付帯工事(津波避難対策緊急事業計画に基づく場合以外)	1施設当たり	15,227,000
	特殊付帯工事(津波避難対策緊急事業計画に基づく場合)	1施設当たり	20,099,000

(注) 改築整備に係る初度設備加算は、補助基準額の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認められた額であること。

別表4-4

令和6年度補助基準単価

(耐震化整備事業)

(社会福祉法人が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県が行う補助事業の場合)

施設の種類		単位	補助基準額
女性自立支援施設	本体	1世帯当たり	11,940,000

別表4-5

令和6年度補助基準単価

(社会福祉法人が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県が行う補助事業の場合)

施設の種類		単位	補助基準額
女性自立支援施設	スプリンクラー設備工事(既存施設)※	1 m <sup>2</sup> 当 た り	11,000

(注) 創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る

別表 5

算 定 基 準  
(そ の 他 施 設)

1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費
本体工事費	<p>次に掲げる額とし、改築及び大規模修繕等の工事費については、厚生労働大臣が必要と認めた額とする。</p> <p style="text-align: center;">厚生労働大臣が必要と認めた面積</p> <p style="text-align: center;">鉄筋      厚生労働大臣が必要と認めた額</p> <p style="text-align: center;">ブロック    厚生労働大臣が必要と認めた額</p> <p style="text-align: center;">木造        厚生労働大臣が必要と認めた額</p>	施設整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費